

I. 事実の概要¹

税理士であるAはXを含む顧問先からの税理士顧問料の取立てを集金代行業者であるB社に委託していた。同社は上記顧問先の預金口座から自動引き落としの方法で顧問料金を集金した上でこれを一括してAが指定した預金口座に振込送金していたが、Aの妻が上記振込送金先をC銀行D支店のX名義の普通預金口座に変更する旨の届出を誤ってしたため、B社ではこれに基づき、集金した顧問料等合計75万31円を同口座に振り込んだ。そしてXは通帳の記載から、入金される予定のないB社からの誤った振込みであったことを知ったが、これを自己の借金の返済に充てようと考えて、上記支店において、窓口係員に対して、誤った振込みがあった旨を隠して、その時点で残高が92万余りとなっていた預金のうち88万円の払い戻しを請求して、同係員から即時に現金88万円の交付を受けた。

II. 問題の所在

振込依頼人が本来意図したのとは異なった入金記帳が預金口座に行われた場合、すなわち、誤振込みがあった場合にそれを知りつつ預金口座の名義人が銀行窓口から預金の払い戻し請求を行うことは犯罪となるか。なるとすれば何罪が成立するか。

III. 学説の状況

甲説:詐欺罪(246条1項)が成立する説。

α説:受取人の間に預金払戻し権限が認められない説。²

刑法上、受取人には正当な預金払戻し権限が認められないから、誤振込みの事実を秘して預金の払い戻しを受ける行為は詐欺罪に該当するとする。

β説:預金債権は存在するが預金払戻しが権利濫用となる説。³

受取人と被仕向銀行との間の預金債権の成立は認めるものの、原因関係が存在しない以上受取人に預金債権を行使すべき実質的な理由が認められないから、誤振込みであることを認識した受取人からの預金払い戻し請求は権利の濫用にあたり、受取人には正当な預金払戻し権限が認められないとして詐欺罪成立を認める。

γ説:銀行側の払戻し請求に対する応じ方による説。⁴

受取人に預金の正当な払戻し権限があるのかという観点からではなく、預金の払戻し請求を受けた銀行側が、誤振込みであること知っていれば、その払戻し請求に対してどのように対応したか、直ちにその払戻しに応じたかという観点を重視して詐欺罪の成否を検討するものである。

¹ 最高裁平成15年3月12日第二小法廷決定。

² 西田典之『刑法各論〔第5版〕』(弘文堂、2010年)229頁-230頁。

³ 佐藤文哉「誤って振り込まれた預金の引出しと財産犯」

⁴ 今井 猛嘉「預金の占有・誤振込みと財産犯の成否」『現代刑事法5巻11号』(現代法律出版、2003年)107頁。

乙説：遺失物横領罪が成立する説。⁵

誤振込みによって成立した預金債権に対しても受取人の占有を認め、誤振込みによる入金は法律上の根拠を有さないから占有離脱物に当たり、その預金を引き下ろしたときには、振込依頼人を被害者とする占有離脱物横領が成立する。

丙説：犯罪の成立を否定する説。⁶

これまでの銀行実務及び平成8年判決によれば、誤振込みの受取人は被仕向銀行に対して預金払戻権限を有しているから、受取人の預金払戻請求は、正当な権限の行使として何ら犯罪をも構成せず、このような行為に対し犯罪の成立を肯定することは、法秩序の統一性の要請に矛盾する。

IV. 判例

最高裁平成19年7月10日第2小法廷決定。⁷

〈事案の概要〉

個人で建設業を営む被告人Xは、市から下水道工事を受注し、その前払金として480万円の振込みを受けたが、うち400万円は下請業者に対する支払い分であり、前払い金制度の趣旨や市との契約等によって、この前払い金の使途・振込先は限定されていた。Xは、本件下水道工事の前払い金を、限定されていた使途以外の目的である自己の資金繰りのために利用しようと考え、下請業者に無断で同業者名義の口座を開設した上、下請業者への支払であると業者を欺いて、当該口座に振り込み入金させた。

〈判旨〉

「Xは、A建設X名義の前払い金専用口座・・・の預金を自由に払い出すことはできず、あらかじめ提出した『前払金使途内訳明細書』と払出請求時に提出する『前払金振出依頼書』の内容が符合する場合に限り、その限度で払出しを受けられるのにすぎないのであるから、同口座に入金された金員は、同口座からXに払い出されることによって、初めてXの固有財産に帰属することになる関係にある(最判平14・1・17民集56-1-20参照)。すなわち、上記前払金専用口座に入金されている金員は、いまだXにおいて自己の財産として自由に処分できるものではない。」とし、一方で銀行は同口座の預金が予定された使途に従って使用されるように管理する義務を負っているとして、Xの行為は詐欺罪に該当するとした。

V. 学説の検討

1. 検察側は以下の理由により乙説を採用しない。

⁵林幹人『刑法各論(第2版)』(東京大学出版,2007年)281頁。

⁶高橋則夫『刑法各論』(成文堂,2011年)353頁。

⁷最高裁判集61巻5号405頁。

占有離脱物横領罪（254条）の成立要件として、客体が「他人の物」でなければならない。しかし、金銭所有権の特殊性より占有者が所有者となり預金は「他人の物」と言えない。仮に、民法と刑法との解釈を異にしたとしても、受取人と依頼人との間に委託信任関係がない以上、依頼人に対して預金についての強い権利が認められるのは困難である。したがって検察側は乙説を採用しない。

2. 検察側は以下の理由により丙説を採用しない。

成立した預金債権の成否に疑義が生じたときに直ちに預金の払戻しに応じなければならないということは別個の問題である。普通預金規定は、預金債権成立の前提として、受取人の預金口座に対する振込みの存在を要求している。

また、仕向銀行の振込み通知に過誤があった場合に、入金記帳が取り消されるのであるから、誤記帳あるいは誤った振込み通知の恐れが生じた場合、被仕向銀行において、一時預金の払い戻しを停止して、その点に関する調査、照会等を行うのは当然のことである。

加えて、組戻しの性格、機能に照らせば、仕向銀行において、組戻し依頼があるまでの間、事実上預金の払い戻しを停止することも、それが合理的な期間である限り、相当の措置といえる。だとすると、被仕向銀行に対し、このような調査、照会あるいは復元的な措置をとる機会をも認めないのは妥当でない。

したがって検察側は丙説を採用しない。

3. 検察側は以下の理由によりα説を採用しない。

この説を採ると、平成8年判決により民法上預金債権の成立が認められているのにもかかわらず、刑法上預金債権の成立を否定するという議論は法概念・法解釈の相対性を認めるとしても、民法と刑法の法解釈の同一性を欠くことになり妥当でない。

4. 検察側は以下の理由によりβ説を採用しない。

預金債権が成立しているのにもかかわらず、その行使を権利濫用とするのは技巧的であり妥当でない。また、誤振込と認識して払戻請求することが常に権利濫用としてしまうと、預金が宙に浮いた状態になる。

5. 検察側は以下の理由によりγ説を採用する。

銀行実務において、振込依頼人から誤振込みをしたとの申出があれば組戻し、受取人から誤振込みがあった旨の申告があると、振込依頼人に振込の過誤の有無に関して照会する等、安全な振込送金制度を維持するための作業を行っている。これらの措置は、銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれないためにも必要なものであって、払戻請求を受けた預金が誤振込みによるものか否かは、銀行が、直ちにその支払いに応ずるか否か決する上で重要な事柄である。だとすると、誤振込みを知った受取人は、上記の調査等を行わせるため、誤振込を銀行に告知すべき信義則上の義務を負うと考えられる。

それにもかかわらず、誤振込みがあった事実を秘匿して預金の払い戻しを請求し、直ちに預金の払い戻しをさせる行為は詐欺罪の予定する欺罔行為といえる。

VI. 本問の検討

1. 銀行員に対して誤振込みがあったことを秘して、預金の払戻しを請求した X の行為について何罪が成立するか。検察側は甲説（詐欺罪成立）を採用し、以下詐欺罪（246 条 1 項）の成否について検討する。
2. 欺罔行為とは相手方にその点の錯誤がなければそのような財産的処分行為をしなかったであろう事実を偽ることをいう。

本件において、受取人から誤振込みがあったことについて申請を受けた場合、被仕向銀行は預金の払戻しを一時停止して入金手続などの調査し、過誤を依頼人の承諾を得て依頼前の状態に戻す、組戻しという手続きをとる。

そして、受取人は銀行が振込み依頼人と受取人との紛争に巻き込まれるのを防ぎ、安全な振り込み送金制度を維持することから、銀行側に対して誤振込みを告知すべき信義則（民法 1 条 1 項）上の義務を負うと考えられる。

以上から銀行にとって、払い戻し請求を受けた預金が誤った振込みによるものか否かは、直ちにその支払いに応じるか否かを決するうえで重要な事柄である。

したがって、X が誤った振込みがあることを秘して預金の払い戻しを請求することは銀行にとって重要な事実を偽っているといえ欺罔行為に当たる。

3. 銀行は誤振込みの存在を知っていたならば払戻請求を拒絶していたのにもかかわらず、X に対して支払ったことから、錯誤に陥っており、また、銀行は 88 万を X に交付したことから、処分行為も認められる。

加えて、X の告知義務の生じる範囲は 75 万 31 円であることから、その分について銀行側は財産上の損害を負っている。

以上より、X の上記行為について、詐欺罪（246 条 1 項）が成立する。

VII. 結論

X は詐欺罪（246 条 1 項）の罪責を負う。

以上